

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 90 号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則

第1条を次のように改める。

(利用期間)

第1条 京都市道路附属物自転車等駐車場条例（以下「条例」という。）第6条本文に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から起算して30日目に開始する入退場時間の終了時刻までとする。

- (1) 次号に該当しない場合 自転車等駐車場（条例第1条に規定する自転車等駐車場をいう。以下同じ。）に自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）を入場させた日（自転車等駐車場に午前0時から入退場時間の終了時刻までの間に入場させた場合は、その前日）
- (2) 条例第9条第1項に規定する定期駐車券により自転車等駐車場に自転車等を入場させた者が当該定期駐車券の通用期間の経過後も継続して駐車させる場合 当該通用期間が経過した日

第2条本文中「別表第2備考1」を「第7条第2項第1号」に、「別表第1」を「別表」に改め、同条ただし書中「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、「ときは」の右に「市長の承認を得て」を加え、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第3条第1項中「第3条」を「第7条第3項」に、「料金」を「駐車料金」に、「別表第2」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 自転車 1日（前条本文に規定する入退場時間（同条ただし書の規定により入退場

時間を変更したときにあつては、当該変更後の入退場時間)をいう。次号において同じ。) 1回につき150円

(2) 原動機付自転車 1日1回につき250円

第3条第2項を削り、同条第3項中「第6条第2項」を「第6条第1項」に、「第4条第2項」を「第8条第3項」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第5条第3項」を「第9条第4項」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同項第1号に次のように加える。

ウ 第7条第1項第3号に掲げる障害者用自転車定期駐車券により駐車する場合 2,500円

第3条第4項第2号中「(京都市出町駐車場にあつては、5,500円)」を削り、同項を同条第3項とする。

第4条第1項本文を次のように改める。

条例第7条第3項に規定する駐車料金は、京都市山科駅自転車等駐車場から自転車等を退場させる際に納入しなければならない。

第4条第2項中「第4条第2項」を「第8条第3項」に、「料金」を「駐車料金」に改め、「回数券又は」を削り、「第5条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第5条第1項中「駐車場」を「京都市山科駅自転車等駐車場」に改める。

第6条の見出し中「回数券及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「第4条第1項」を「第8条第1項」に、「前項第2号イからキまでに掲げる駐車場」を「京都市山科駅自転車等駐車場」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項を同条第2項とする。

第7条第1項を次のように改める。

市長は、条例第9条第1項の規定に基づき、京都市山科駅自転車等駐車場に駐車させる自転車等に係る定期駐車券で次に掲げる種類のものを発行する。

- (1) 一般用自転車定期駐車券
- (2) 学生用自転車定期駐車券
- (3) 障害者用自転車定期駐車券
- (4) 原動機付自転車定期駐車券

第7条第7項中「駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「市長」を「指定管理者」に、「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第8項

とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 障害者用自転車定期駐車券の交付を受けようとする者は、第4項の規定による申請の際に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示しなければならない。

第7条第3項本文中「定期駐車券交付申請書（別記様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に、「市長」を「指定管理者（京都市山科駅自転車等駐車場にあっては、市長。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同項ただし書中「（自転車に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「定期駐車券交付申請書」を「当該申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 定期駐車券の種類
- (3) 自転車等を駐車させる月
- (4) 駐車させる自転車等に係る防犯登録番号又は車両番号（防犯登録をしていない自転車を駐車させる場合を除く。）
- (5) その他指定管理者が必要と認める事項

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 障害者用自転車定期駐車券の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

第8条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「提示しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条中「及び駐車場の供用」を削り、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(利用料金等の減免)

第9条 条例第11条第1項の規定により自転車等駐車場の利用に係る料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書面を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定により駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

別表第1京都市出町駐車場の項を削り、同表その他の駐車場の項中「駐車場」を「自転車等駐車場」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則第7条第1項第3号に規定する障害者用自転車定期駐車券に係る規定は、平成23年5月1日から同月31日までを通用期間とする障害者用自転車定期駐車券から適用する。

(建設局土木管理部自転車政策課)